

議案第2号

富津市印鑑条例及び富津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
富津市印鑑条例及び富津市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定
する。

平成30年6月5日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

市民の利便性及び個人番号カードの普及率の向上並びに窓口業務の合理化を図るため、個人番号カードを利用した多機能端末機による住民票等の交付を開始することに伴い、印鑑登録証明書の交付手続及び手数料の額を定めるため、条例の一部を改正するものである。

富津市印鑑条例及び富津市手数料条例の一部を改正する条例

(富津市印鑑条例の一部改正)

第1条 富津市印鑑条例(昭和47年富津市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第13条及び第14条を次のように改める。

(印鑑登録証明)

第13条 市長は、印鑑登録者に係る印鑑登録票に登録されている印影について証明するものとする。

2 前項の規定による証明は、印鑑登録票に登録されている印影の写し及び第6条第1項第2号から第5号までに掲げる事項を記載した印鑑登録証明書を交付することにより行うものとする。

3 市長は、災害その他の理由により、前項の規定による証明を行うことができない場合は、規則で定めるところにより証明を行うことができる。

(印鑑登録証明書の申請及び交付)

第14条 印鑑登録者又はその代理人は、前条第2項に規定する印鑑登録証明書の交付を受けようとするときは、印鑑登録証明申請書に印鑑登録証を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、印鑑登録者が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード(以下「個人番号カード」という。)を提示して自ら申請した場合において、当該申請者が印鑑登録者本人であること及び当該申請が本人の意思に基づくものであることを市長が確認したときは、印鑑登録者は、印鑑登録証の添付を省略することができる。

2 市長は、前項本文の規定による申請があった場合において、印鑑登録証明申請書及び印鑑登録証を印鑑登録票と照合し、当該申請が適正であることを確認したときは、当該申請をした者に対して印鑑登録証明書を交付するものとする。

3 市長は、第1項ただし書の規定による申請があった場合において、個人番号カードを印鑑登録票と照合し、当該申請が適正であることを確認したときは、当該申請をした者に対して印鑑登録証明書を交付するものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、印鑑登録者は、個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第

153号) 第22条第1項に規定する利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。) を使用して、多機能端末機(本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置した端末機であって、印鑑登録証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。)に電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成15年総務省令第120号)第42条第2項に規定する暗証番号その他必要な事項を入力する方法により印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

(富津市手数料条例の一部改正)

第2条 富津市手数料条例(平成12年富津市条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

20	印鑑に関する証明手数料	富津市印鑑条例(昭和47年富津市条例第7号)第14条の規定による印鑑登録証明書の交付	1通につき	300円
----	-------------	--	-------	------

」を

「

20	印鑑に関する証明手数料	富津市印鑑条例(昭和47年富津市条例第7号)第14条第2項又は第3項の規定による印鑑登録証明書の交付	1通につき	300円
		富津市印鑑条例第14条第4項の規定による印鑑登録証明書の交付	1通につき	200円

」に

改め、同表21の項中「関する証明書の交付」の次に「(21の2に該当する場合を除く。)」を加え、同項の次に次のように加える。

21の2	住民票の写しの交付	住民基本台帳法第12条第1項の規定による住民票の写しの交付	1通につき	200円
------	-----------	-------------------------------	-------	------

	数料	(富津市印鑑条例第14条第4項に規定する多機能端末機(以下「多機能端末機」という。)による交付に限る。)	
--	----	--	--

別表中

「

29	所得、課税等証明書交付手数料	個人の市民税及び県民税に係る収入金額、所得金額、所得控除の額、税額等に関する事項の証明書の交付	1件につき	300円
----	----------------	---	-------	------

」を

「

29	所得、課税等証明書交付手数料	個人の市民税及び県民税に係る収入金額、所得金額、所得控除の額、税額等に関する事項の証明書(以下「税証明書」という。)の交付(多機能端末機による交付を除く。)	1件につき	300円
		税証明書の交付(多機能端末機による交付に限る。)	1件につき	200円

」に

改める。

附 則

この条例は、平成30年10月1日から施行する。